

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		適正に管理されていない空き地の所有者への命令	
根拠条例・規則等名		さいたま市空き地の環境保全に関する条例	
条 項		第5条	
所 管 部 課		環境局 環境共生部 環境総務課 (電話：048-829-1325)	
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	未設定 (処分の性質上、個々の事案について個別具体的な判断をせざるを得ないものであって、条例の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であると認められるため。)	
	設定等年月日	年 月 日設定	令和5年4月1日最終改正
備 考			